



(株)伊藤工務店通信 第42号
(2015年6月)

発行責任者 高橋 衛(営業担当常務)
株式会社 伊藤工務店
三重県伊勢市河崎1-11-4
Tel(0596)28-9266 Fax(0596)25-1246
E-Mail:info@ito-corporation.co.jp
HP URL:http://ito-corporation.co.jp

手腕

今月5日の夕刻、来年日本でのサミット(主要国首脳会議)開催地が三重県志摩市賢島に決定したことが、安倍首相より発表されました。

首相は「日本の美しい自然、豊かな文化、伝統を世界のリーダーたちに肌で感じてもらえる場所にしたいと考え、三重県で開催することを決定した。伊勢志摩サミットです。」と発表されました。まさしく私たちの住むこの伊勢志摩地方は、それに相応しい場所であると思います。

皆さんもよくご存じのことと思いますが、志摩市を含め8都市が候補地として手を挙げていて、その中でも三重県は一番遅くに立候補をしました。

広島や仙台などが有力候補と言われていたそう、どこも候補地もそれぞれ様々な特色があり、素晴らしい候補地であったことは言うまでもありません。その中で我が三重県が選ばれたことは大変うれしく、また責任を感じるでもありません。

選ばれた理由の一つに、警備上の問題として、賢島は鉄道を除いて島へ渡る手段が2本の橋に限られること、県警が天皇陛下や内閣総理大臣の神宮参拝をはじめ、国内外要人の来訪に伴う警護経費が豊富で慣れていることなどが、選ばれた大きなポイントであったとのことでした。

サミット開催決定で、過去の例からも地元にも大きな経済効果が期待される報道が、開催決定後は大半を占めています。一神宮があること、伊勢志摩のゆつたりとした自然があること。過去に多くの要人が訪れ、要人を守る警護の経験、技術があること。」は、我が県民にとって誇り高いことだと思います。

開催までは、残り1年を切っています。この短い期間で、政府・各行政機関などは、警備体制はもとより、様々な計画等を構築し、受け入れ態勢を整えていくことでしょう。国の、三重県の、伊勢志摩のおもてなしの心(手腕)が試されることとなりますが、なによりも、なんの混乱もなく、世界から訪れるすべての人々が無事に帰国されることが、一番ではないでしょうか。我々三重県(民)のまさに「腕の見せどころ」ではないでしょうか。私たちが同様に、お客様に私どもの手腕を買っていただけるよう、日々精進していかなければなりません。

『店舗新築・住宅等リフォーム促進事業補助金』のご案内

本年度も、5月1日より伊勢市の『店舗新築・住宅等リフォーム促進事業補助金』制度の受付がはじまりました。

本年度予算額は1200万円、**6月18日現在で予算残額がおよそ250万円**とのことです。

毎年のこととなりましたが、今回もこの補助金制度について書かせていただきます。ご利用をお考えの方や詳細をお知りになりたい方は、どうぞ弊社までお問い合わせください。

(注)過去にこの制度で交付を受けた方、及び交付を受けた住宅・店舗は対象外となります。

※補助対象者

伊勢市に住民登録を有し、かつ、補助を受けようとする人及び同一世帯の全員が市区町村税を滞納していないこと。また、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

ただし、店舗の新築又はリフォーム等工事にかぎり、自らが営む店舗で伊勢市に本社が登記されている法人の場合は、その法人(市区町村税を滞納していないこと)が補助対象者となります。

※補助対象となる工事

補助金の交付決定以降に着工する工事費(税抜)が20万円以上の工事、完工後30日以内または平成28年3月末日のいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能なもの。

ただし、店舗の新築工事については、上記の条件に加えて、小売店舗(取次ぎのみの店舗は除く)、美容業店舗、美容業店舗、クリーニング店舗、飲食業店舗の新築工事に限りません。

※その他(提出書類など)

その他に、申請書・住民票・納税証明書・工事見積書など申請に当たっては、複数の書類の提出が必要となります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。また、予算残額が残りわずかとなっておりますので、ご利用をお考えの方はお急ぎください。なお、予算額に達した時点で受付終了となります。予めご了承ください。

※補助の対象外となる工事

工事費(税抜)が20万円に満たないもの、または以下のような工事は対象外となります。

- ・浄化槽設備工事や公共下水道への排水管接続工事、解体のみの工事等
- ・住宅や店舗本体を工事しないもの(住宅又は店舗と別棟の倉庫、車庫、納屋等)
- ・造園、門扉、塀、カーポート等または外構の工事
- ・単に機器等の設置・取替のみの工事(エアコン、IHクッキング、網戸等)
- ・申込時点で着手している工事や、補助金の交付決定前に着手しているもの。
- ・市等の他の補助金制度を利用する工事
- ・店舗併用住宅の新築工事における住宅にかかる工事

※補助対象となるリフォーム工事を行うことができる事業者

市内に本社・本店がある法人、または市内の個人事業者

※補助金額

- ☆住宅・店舗のリフォーム等工事の場合
- 1. 住宅 工事費(税抜)の100分の10に相当する額(上限10万円)
- 2. 店舗 工事費(税抜)の100分の10に相当する額(上限20万円)
- (注)店舗併用住宅の場合は、1と2の額のいずれか多い方の額とします。

☆店舗の新築工事の場合

- 1. 工事費(税抜)の100分の10に相当する額(上限20万円)
- 2. 店舗 工事費(税抜)の100分の10に相当する額(上限20万円)

注)いずれの場合も補助金額の千円未満は切り捨てます。

最近の作品紹介



みょうじょうこども園(明和町)

新入社員紹介

本年4月、弊社に新しい仲間が加わりました。さっそく現場へ出て、日々悪戦苦闘していますが、皆様に暖かく見守っていただければと思います。本人から皆様へ挨拶をさせていただきます。どうぞ、ご覧ください。

四月一日付で入社いたしました、齋田晴久(さいたはるひさ)です。私は子どもの頃、自宅の近くで家の新築工事がありその現場を毎日見て、徐々に建築に興味を持ち、この仕事をしたいと思いましたが、今は、自分の夢、目標でもあった職種に就けてとても嬉しく思っております。仕事に関しては、高校では学べなかつた事ばかりで先輩たちに教えていただくことばかりです。少しでも早く仕事を覚えられるよう頑張ります。



齋田 晴久 (18歳)



齋田 尚史

編集担当 奥野 尚史(営業部長)